

須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドライン

初版

須賀川市

目次

1	はじめに	- 1 -
1-1	須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドラインを作成した背景	- 1 -
1-2	運用ガイドラインの目的	- 1 -
2	J I S規格について	- 2 -
2-1	JIS X 8341-3:2016 規格とは	- 2 -
2-2	みんなの公共サイト運用モデル改定版（2016年度）とは.....	- 2 -
2-3	本市での取り組み	- 2 -
3	基本事項	- 3 -
3-1	須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドライン	- 3 -
3-2	適用範囲	- 3 -
3-3	運用管理体制.....	- 3 -
3-4	市として取り組むアクセシビリティの配慮	- 3 -
3-5	著作権	- 3 -
3-6	個人情報の保護.....	- 3 -
3-7	免責事項.....	- 3 -
3-8	リンク	- 4 -
3-9	携帯及びスマートフォン用サイト.....	- 4 -
4	技術的項目.....	- 5 -
4-1	コンテンツの企画	- 5 -
4-2	コンテンツの作成	- 5 -
4-3	デザイン・レイアウト	- 5 -
4-4	フォント・文章関係.....	- 5 -
4-5	プログラミング関連.....	- 5 -
4-6	表.....	- 5 -
4-7	リンク	- 6 -
4-8	マークアップ言語・プログラム言語・階層・構造	- 6 -
4-9	コンテンツの取り扱い	- 6 -
4-9-1	文章表記関係.....	- 6 -
4-9-2	画像関連.....	- 6 -
4-9-3	ドキュメントファイル関連（pdf・Word・Excel・PowerPoint等）	- 6 -
4-9-4	動画・音声ファイル関連	- 7 -
4-9-5	操作関連.....	- 7 -
4-10	コンテンツの運用.....	- 7 -
5	運用について	- 8 -
5-1	掲載内容.....	- 8 -

5-2 掲載基準について	- 8 -
5-2-1 情報掲載の適否	- 8 -
5-2-2 内容の充実	- 8 -
5-2-3 情報掲載の留意点	- 8 -
5-2-4 問い合わせ先	- 9 -
5-3 掲載時期	- 9 -
5-3-1 即時性を必要とする情報	- 9 -
5-3-2 法令により公表が義務づけられている情報	- 9 -
6 用語解説	- 10 -

1 はじめに

1-1 須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドラインを作成した背景

インターネットと電子端末の普及から、ウェブサイトを利用して情報収集をしている人は増加傾向にあります。そのため、自治体のウェブサイトにおいては、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無などを問わずに利用することができる「ユニバーサルデザインへの対応」、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着ける「アクセシビリティの配慮」が求められています。

本市公式ウェブサイトにおいても、高齢者や障がい者を含めた国内外のさまざまな人がアクセスして情報収集しており、情報を提供するという役割から災害情報などを含め市からの情報を発信するという役割に変わり、サイトの維持・管理が重要となってきました。

1-2 運用ガイドラインの目的

そのような中、本市公式ウェブサイトの運用について基本的な考え方を定めるとともに、ページ作成や掲載にあたっての留意事項を整理し、ウェブサイトの適正かつ円滑な運用を図るために策定しました。

これにより、各ページのアクセシビリティ・ユーザビリティを高め、利用者満足度を向上させることを目的としています。

また、本市では高齢者や障がい者を含めた誰もが支障なくウェブサイトを利用できるよう、アクセシビリティに配慮したウェブページを作成する必要があるため「JIS X 8341-3:2016『高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ』」（以下「JIS規格」という。）に定める「レベルAA」に準拠することを目標としています。

なお、須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）では、本市公式ウェブサイトに掲載するウェブページを「コンテンツ管理システム」（以下、「CMS」という。）を利用して作成・運用するに当たって「JIS規格」に準拠するための注意事項等を定めています。

また、本市が発信するウェブサイトを作成する場合は、すべての職員が特別な知識や技術を必要とせず、ウェブアクセシビリティに配慮したウェブページを作成できることから、CMSを利用することを原則とします。

2 JIS規格について

2-1 JIS X 8341-3:2016 規格とは

JIS規格とは、日本国内における工業標準化の促進を目的とする国家規格であり、JIS X 8341-3:2016とは『高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ』という名称の規格です。

W3C勧告の「WCAG2.0」が国際規格である「ISO/IEC 40500:2012」として承認されました。JIS規格も国際規格の「ISO/IEC 40500:2012」と一致すべく改正され、「JIS X 8341-3:2016」が制定されました。

「JIS X 8341-3:2016」の達成レベルは3種類あり「A」・「AA」・「AAA」と、Aの数が多いほど「ウェブアクセシビリティに配慮」していることとなります。

各達成レベルに準拠するために、Aは25項目・AAは13項目・AAAは23項目が公示されています。

2-2 みんなの公共サイト運用モデル改定版（2016年度）とは

JIS X 8341-3に基づき公的機関のホームページ等が高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む際の考え方や手順が示された手順書です。JIS X 8341-3の改定に合わせ、2010年度版を改定し、2016年版が公示されています。

2-3 本市での取り組み

本市公式ウェブサイトでは、以前より他言語への翻訳機能、音声読み上げ機能、文字の大きさの変更機能、色調の変更機能などアクセシビリティの向上に努めてきましたが、更なるアクセシビリティの向上に努めるため本ガイドラインを策定し、規定することとします。

3 基本事項

3-1 須賀川市公式ウェブサイト運用ガイドライン

本ガイドラインは、本市公式ウェブサイトにおける基本的な考え方や方針を記載したものです。

3-2 適用範囲

本ガイドラインに定める考え方や指針は、これから CMS を用いて作成するすべてのサイトに適用します。
以下のドメイン配下で公開されるページがこれに該当します。

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

3-3 運用管理体制

運用管理を行うにあたって以下の役職を設置することとします。

役職	役割	担当
本市公式ウェブサイト運用管理者	2次承認・公開など、運用全般における管理	秘書広報課長
各コンテンツ管理者	作成したコンテンツの1次承認	各課文書取扱主任
各コンテンツ作成担当者	各コンテンツの作成	各課コンテンツ作成実務担当者

3-4 市として取り組むアクセシビリティの配慮

総務省「みんなの公共サイト運用モデル改定版（2016年度）」に基づき、「JIS X 8341-3:2016」達成等級 AA に準拠することを目標とし、ウェブサイトの維持・管理を行っていきます。

3-5 著作権

本市公式ウェブサイト上の情報・画像・図表等は、原則として須賀川市に帰属します。また、一部の画像等の著作権は、須賀川市以外の原作者が所有しています。

当ウェブページの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3-6 個人情報の保護

本市公式ウェブサイトでは、閲覧される利用者の皆さんのプライバシーを尊重し、安心してご利用いただけるように「須賀川市個人情報保護条例」に基づき、適切な取扱いを行います。

3-7 免責事項

須賀川市は利用者が本市公式ウェブサイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。また、利用者が本市公式ウェブサイトを利用したために被った損害、損失に対していかなる場合でも一切の責任を負いません。

本市公式ウェブサイトから、もしくは本市公式ウェブサイトへリンクしている他の団体もしくは個人のウェブサイトの情報は、

それぞれの運営者の責任により管理されているものであり、一般に須賀川市の管理下にありません。リンク先ウェブサイトの情報について、またそれらをご利用になったことにより生じたいかなる損害についても、須賀川市は責任を負いません。

3-8 リンク

3-8-1 本市公式ウェブサイトへのリンクは、原則として自由とします。ただし、須賀川市のウェブサイトであることが明確に分かる形でのリンクをお願いします。

3-8-2 リンクを設定する際には、できる限りトップページ (<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>) へお願いします。トップページ以外にリンクを設定する場合、管理上の都合により予告なく削除・URL の変更を行うことがありますのでリンク切れについてご了承ください。

また、事前事後に関わらず、秘書広報課広報広聴係までご連絡をいただければ幸いです。

E-mail: info@city.sukagawa.fukushima.jp

3-8-3 リンク元のウェブサイトの情報が、法令や公序良俗に反する場合などには、リンクの削除をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

3-9 携帯及びスマートフォン用サイト

本市公式ウェブサイトにはスマートフォン及び携帯用サイトも提供させていただいています。

画面構成はパソコンのブラウザで閲覧した時とは多少異なりますが、情報構成につきましては同一となります。コンテンツにつきましては一部例外（Flash や JavaScript など）がありますが、コンテンツ内容は同一となります。

4 技術的項目

本市ではウェブサイトに掲載するにあたって、アクセシビリティの向上に努め、また、技術的にも著作権などの知的財産権の遵守、プライバシーの保護に配慮してウェブサイトの運用管理を行っていきます。

4-1 コンテンツの企画

- (1) コンテンツの企画をする場合には、「誰に」という対象と、「何をしたいのか」という目的を明確にすること。
- (2) セキュリティおよびアクセシビリティについても考慮すること。

4-2 コンテンツの作成

ウェブサイトを、利用者にとって見やすく、聞きやすいものにすること。

- (1) アクセシビリティについて最大限考慮すること。
- (2) 投稿をする前には、プレビュー機能を用いて、誤字脱字や同一の物事について異なった表現をしていないか等を確認すること。

4-3 デザイン・レイアウト

- (1) 統一したデザインとすること。
- (2) コントラスト比を考えたデザインにすること。
- (3) 情報、及び構造を損なうことなく、シンプルにコンテンツを作成すること。
- (4) 制限時間のあるコンテンツを掲載しないこと。

4-4 フォント・文章関係

- (1) ASCII アート、顔文字、及びリート語は使用しないこと。
- (2) スペースを用いて、文字間を空け体裁の調整を行わないこと。
- (3) フォントの大きさを固定しないこと（文字の大きさの変更ができるようにすること）。
- (4) 数字を記入する際にはアラビア数字を使用すること。また、文字化けを避けるため半角にすること。
- (5) カタカナを用いる際には、全角にすること。
- (6) 文字に装飾を施しすぎないこと。
- (7) 点滅などをする文字を使用しないこと。

4-5 プログラミング関連

- (1) applet 要素に代替テキストを提供すること。

4-6 表

- (1) 表を用いて情報を提供する場合には、見やすいようにすること。
- (2) 表の構造については簡潔にすること。
- (3) 表にはタイトルを用いて明確化すること。
- (4) 表の中に文字を入れる場合、スペースを用いて体裁を整えないこと。

4-7 リンク

- (1) 画像への直接のリンクは避けること。
- (2) リンクを設定している画像やテキストにはリンクされていることが明確に分かるようにすること。
- (3) リンクをする画像やテキストが隣り合っているときには、正確にリンクを選択できるように間隔を保つこと。
- (4) リンク先を別ウィンドウで表示する場合には別ウィンドウで表示する旨記載すること。
- (5) 1 ページの中のリンク数が多くなならないよう配慮すること。

4-8 マークアップ言語・プログラム言語・階層・構造

- (1) コンテンツの形式を基本的には XHTML 形式とし、DOCTYPE を宣言すること。
- (2) W3C 非推奨のタグを使用しないこと。
- (3) 階層はできるだけ深くならないようにすること。
- (4) 利用者にとって見やすく分かりやすい階層構造にすること。
- (5) 利用者にとって文章構造が分かりやすいようにすること。
- (6) 基本的にウェブページのスタイリングには CSS を用いること。

4-9 コンテンツの取り扱い

4-9-1 文章表記関係

- (1) 図や画像などを用いて分かりやすく作成すること。
- (2) 箇条書きなどを使用すること。
- (3) 分かりやすく、簡潔に書くこと。
- (4) 専門用語を避けて書くこと。
- (5) 読みづらい漢字や文章は使用しないこと。

4-9-2 画像関連

- (1) 画像やアートマップには Alt 属性を付加すること。また、その際に汎用的な用語（写真など）ではなく画像の具体的な説明となるようにすること。
- (2) 著作権および肖像権等に気をつけること。
- (3) 点滅を含んだ画像は入れないこと。
- (4) 画像に装飾を施す際には CSS に記述すること。
- (5) 変化や移動する画像は入れないこと。

4-9-3 ドキュメントファイル関連（pdf・Word・Excel・PowerPoint 等）

- (1) ファイルのサイズをできるだけ小さくすること。
- (2) ファイルのリンク部分に「ファイル形式」と「ファイルサイズ」を記載すること。
- (3) 閲覧するためにアプリケーションが必要な場合には、その旨を記載すること。
- (4) 有料のアプリケーションでしか利用できないファイルを提供しないこと。

4-9-4 動画・音声ファイル関連

- (1) 動画ファイルや音声ファイルを掲載しようとする場合には、閲覧者が停止や再生、音量調節など、コントロールできるよう配慮すること。
- (2) 音声ファイルには内容を説明したテキストを提供すること。
- (3) 動画や音声ファイルに JavaScript や Flash などを使用する場合には、閲覧者に配慮し提供すること。
- (4) 動画ファイルには、音声で説明したコンテンツを提供すること。

4-9-5 操作関連

- (1) キーボードインタフェースを通じてすべての操作が可能であること。
- (2) マウスだけでしか操作できない情報を提供しないこと。

4-10 コンテンツの運用

- (1) 掲載日時より5年が経った内容については、内容に違いがないかを確認し更新を行うこと。
- (2) 各ページには担当部署と連絡先を記載すること。
- (3) ページを更新及び新規作成する場合にはプレビューを必ず参照すること。

5 運用について

5-1 掲載内容

次の各号に掲げる情報については、市公式ウェブサイトに掲載することにより市民、企業等に不利益が生じ、又は行政活動に支障が生じるおそれがある場合を除き、市公式ウェブサイトに掲載するよう努めるものとする。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

ア 各課、行政委員会及び出先機関（以下「各課等」という。）の主要な事務、事業、所在地、電話番号、FAX番号等

イ 市が所管する条例、規則等の一覧

(2) 行政活動の現状等に関する情報

ア 主要な施策に関する基本的な方針、計画及びその背景等に関する情報

イ 年次報告書、統計資料、その他の公表資料

ウ 申請・届出等手続きの内容、手順、様式、関係条文等

エ 予算及び決算に関する情報

(3) 報道発表資料及び「広報すかがわ」掲載のお知らせ記事

(4) 市政に関する市民の意見を求めるために必要とする事項

(5) その他市長が必要と認める事項

5-2 掲載基準について

5-2-1 情報掲載の適否

利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を総合的に勘案し、判断する。

5-2-2 内容の充実

最新かつ的確な情報を掲載するとともに、掲載内容の改善等に役立つ情報を収集し、その充実に努める。

5-2-3 情報掲載の留意点

(1) 個人に関する情報については、須賀川市個人情報保護条例（平成10年6月24日須賀川市条例第1号）に基づき適正に取り扱わなければならない。

(2) 市が著作権を持たない画像、音声ファイル等の原稿、素材を利用する場合は、必ず権利者の使用許諾を得るとともに、必要により著作権に関する情報又は第三者による複製、引用等に関しての使用許諾条件等を明記しなければならない。

(3) 次に掲げる情報については、原則として掲載しないものとする。

ア 公序良俗に反するもの

イ 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判をするもの

ウ 著作権及びこれに類する権利を侵害するもの

エ 営利を目的としたもの（市がウェブサイト運営上必要と認めたものを除く）

オ その他、掲載する内容としてふさわしくないと判断されるもの

5-2-4 問い合わせ先

掲載情報の取り扱い、内容等の問い合わせ先に関する事項を掲載するものとする。

5-3 掲載時期

5-3-1 即時性を必要とする情報

市長所信表明、記者会見資料等、即時性を必要とする情報については、原則として発表の当日に掲載する。

5-3-2 法令により公表が義務づけられている情報

可能な限り現行手段の公表の時期に合わせて掲載する。

6 用語解説

該当箇所	用語	解説
1-1	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすいデザインのこと。
	アクセシビリティ	高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
	ウェブページ、ウェブサイト	ウェブブラウザで閲覧できるページをウェブページ、ウェブページが集まったものがウェブサイトと言う。一般的に使われる「ホームページ」はトップページのみを指す。
	ユーザビリティ	使いやすさや、使い勝手のこと。
	W3C 勧告	World Wide Web Consortium という団体が定めたウェブ技術の世界標準規格のこと。
	WCAG2.0	World Wide Web Consortium という団体が定めたアクセシビリティにおける世界標準規格のこと。
	ISO/IFC40500:2012	ウェブアクセシビリティの国際標準規格のこと。 WCAG2.0 が、そのまま ISO/IFC40500:2012 になった。
3-3	コンテンツ	ウェブサイト内の文章や画像、音声や動画のこと。
3-7-2	フレーム内表示	ページの中に枠を設けて、その中で表示すること。
3-8	Flash、JavaScript	Flash とは、Flash Player で再生することが出来る Adobe Systems 社によって作成されたアニメーション作成ツールで作られたデータのこと。 JavaScript とは、ウェブブラウザ上で動的な表現をするために作られたスクリプト言語のこと。
4-1(2)	セキュリティおよびアクセシビリティについても考慮すること	ウェブサイトの利用に何らかの制約がある方や、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすることを念頭に置くこと。また、個人情報を含んだりする場合や、一部の人のみに公開する情報にはパスワードをかけるなどの作業を行うこと。
4-3(2)	コントラスト比を考えたデザインにすること	色覚特性を持っている方が見やすいよう濃淡をつけること。
4-3(3)	情報、及び構造を損なうことなく、シンプルにコンテンツを作成すること	閲覧者にとって見やすいサイトにするということ。 例えば、統一したレイアウトにすること、文字と画像が重なっていないこと、画像を大量に貼ったり、逆に、すごく長い文章だけにしないこと。
4-3(4)	制限時間のあるコンテンツを掲載しないこと	○分以内に入力などの処理を終わらせないと切断されてしまうコンテンツや、利用者が読んだり、理解したり、又はその両方をする事ができない速度でスクロールしたり更新したりするコンテンツ。

4-4(1)	ASCIIアート リート語	ASCIIアートとは文字や記号を使って表現された絵のこと。アスキーアートと読む。 例：バルタン星人 アスキーアートでは(V)o¥o(V) リート語とは主に英語圏で使われる英語の異表記名。 例：Thanks リート語では Thanx
4-5(1)	applet 要素	JAVA などのプログラミング言語を使ったりして作られたプログラムをサイト上に表記するために組み込む要素のこと。
	代替テキスト	Web サイト内に含まれている画像や動画が何らかの原因で表示されなかったときや、視覚障害者などが音声ブラウザを使用するときに画像や動画の代わりに表示する文章のこと。
4-7(1)	画像への直接のリンクは避けること	画像の著作権を無視することになる可能性が高いため。 さらに、画像への直接のリンクをされた方はサーバーに負荷がかかり、サイトが表示されるまでの時間が長くなる。結果として、ウェブサイトがダウンするおそれがあるため。
4-8	マークアップ言語 プログラム言語	HTML における節のこと。 コンピュータープログラムを記述するための形式言語。
	XHTML 形式	XML と HTML の両方に対応した形式。HTML よりも詳細にタグの書き方などが決まっている。
4-8(1)	DOCTYPE を宣言	どのような言語で書かれているということ明示すること。 HTML5 で記載するならソースコードの先頭行に <!DOCTYPE html>を入力する。 HTML4 であれば <!DOCTYPE HTML PUBLIC "-//W3C//DTD HTML 4.01 Transitional//EN" "http://www.w3.org/TR/html4/loose.dtd"> を入力する。
4-8(2)	W3C 非推奨のタグ	W3C とは、World Wide Web Consortium という団体が定めたウェブ技術の世界標準規格のこと。 「タグ」とは、HTML に記述する際の要素のこと、「非推奨のタグ」とは、具体的には次の要素のこと。 ・bgcolor ・align ・center ・strike s ・u ・font size color face ・base font
4-8(6)	スタイリングに CSS を用いる	色やフォントなど文章に装飾をくわえる場合には HTML ファイルのソースに記載するのではなく、CSS ファイルにて記載し装飾を行う。
4-9-2(1)	アートマップ	地図と観光案内が一緒に記載されている観光マップ等
	ALT 属性	HTML ファイルの img 要素の中に記載される画像の代替テキストのこと。

4-9-2(4)	画像に装飾を施す際には CSS に記述する	画像の装飾に関する情報は CSS ファイルに装飾するためのコードを記述する。
4-9-4(4)	音声で説明したコンテンツを提供する	動画を掲載する際には、説明するナレーションなどを入れる。
4-9-5(1)	キーボードインタフェース	キーストローク入力を取得するためにソフトウェアが用いるインタフェース（画面上にキーボードが表示されるものも含む）